

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： 】

【住所： 】

○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編 目次

青色の書類は市町村長に提出してください。
自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

解説編 第1章1.1（3） 目次

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	計画の報告	様式1	1

市町村長への提出は不要	3	計画の適用範囲	様式1	1	市町村長への提出は不要	3	計画の適用範囲	様式1	1
	4	防災体制	様式2	2～5		4	防災体制	様式2	2～5
	5	情報収集・伝達	様式3	6		5	情報収集・伝達	様式3	6
	6	避難誘導	様式4	7		6	避難誘導	様式4	7
	7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8		7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
	8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8		8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
	9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9		10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
	10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10		11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
	11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11		12	緊急連絡網	様式9	11
	12	緊急連絡網	様式9	12		13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
	13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12		14	対応別避難誘導一覧表	様式11	12
	14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13		15	防災体制一覧表	様式12	13
	-	自衛水防組織活動要領	別添	14		-	施設周辺の避難地図	別紙1	-
	-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15					
	-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15					
	-	施設周辺の避難地図	別紙1	-					

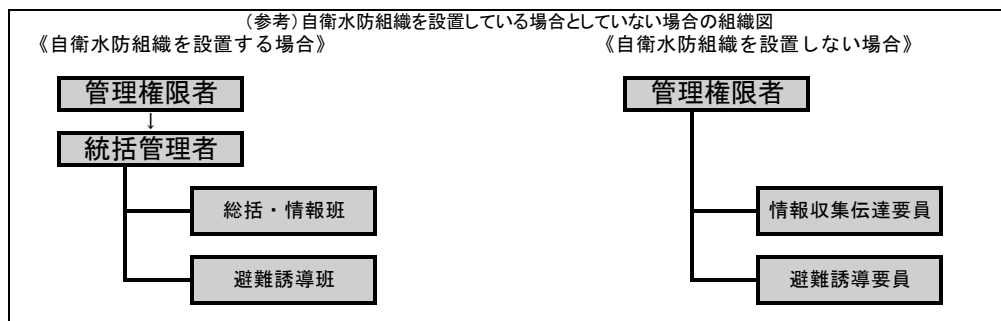
自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、内水が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

(土砂災害が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。



記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水・内水時の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、土砂災害防止法

解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を茨木市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4)

施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

施設の状況

	平日	休日
--	----	----

	利用者		施設職員		利用者	施設職員
昼 間	約	27 名	約	9 名	約	名
夜 間	約	9 名	約	2 名	約	名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
 ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
 ※夜間は入所部門の人数を記載
 ※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し
 避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について
 大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
 または午前 8 時の時点で、全府下又は「 茨木市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
 大雨警報又は特別警報
 洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2（5）
 事前休業の判断について

洪水

記載例

4 防災体制

解説編 第1章1.3（2）
 防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。
 《自衛水防組織を設置しない場合》
 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨・洪水注意報発表 ・安威川（千歳橋地点）茨木川（常久良橋）大正川（生駒橋）のいずれかが氾濫注意水位を超過し今後も増加する見込み ※複数の河川が影響する場合は、各河川ごと記入	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・記録的短時間大雨情報発表 ・大雨・洪水警報発表 ・安威川（千歳橋地点）茨木川（常久良橋）大正川（生駒橋）のいずれかが避難判断水位を超過し今後も増加する見込み	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導開始	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・安威川（千歳橋地点）茨木川（常久良橋）大正川（生駒橋）のいずれかが氾濫危険水位を超過し今後も増加する見込み	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導開始	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

内水

記載例

4 防災体制

解説編 第1章1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨注意報発表	注意 レベル2 体制確立	気象情報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨警報(浸水害)発表 ・記録的短時間大雨情報発表	警戒 レベル3 体制確立	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	総括・情報班(情報収集伝達要員) 避難誘導班(避難誘導要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員) 総括・情報班(情報収集伝達要員)
以下のいずれかに該当する場合 ・浸水の前兆を確認	非常 レベル4 体制確立	避難誘導開始	避難誘導班(避難誘導要員)

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情

↓
レベル4 非常体制
・避難誘導を開始する。

報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)

記載例

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法(例)
洪水予報等	気象警報	テレビ、ラジオ、インターネット、おおさか防災情報メール
	洪水予報、水位到達情報	インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
	避難情報	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無い等、施設内から確認を行う。

解説編 第1章1.4(1) 情報収集

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「A会(避難場所)へ避難する。利用者引き渡しはA会(避難場所)において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

解説編 第1章1.4(2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式8

「緊急連絡網」⇒様式9

6 避難誘導

記載例

(1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000	m	☐	☒ 4 台
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000	m	☐	☒ 4 台
			m	☐	☐ 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離		移動手段	
				徒歩	車両
施設名（洪水）	C小学校（体育館）	500	m	☒	☒ 4 台
施設名（内水）			m	☐	☐ 台
			m	☐	☐ 4 台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階		移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2	階	エレベーター、ストレッチャー
			階	

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「☐施設」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒ 別紙1

対応別避難誘導一覧表 ⇒ 様式11

記載例

7 避難の確保を図るための施設の整備

解説編 第1章1.6

避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者に合わせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	

浸水を防ぐための対策
土のう、止水板、

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

解説編 第1章1.7

防災教育及び訓練の取組（様式7）

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

記載例

9 自衛水防組織の業務に関する事項

（1）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（2）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（3）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

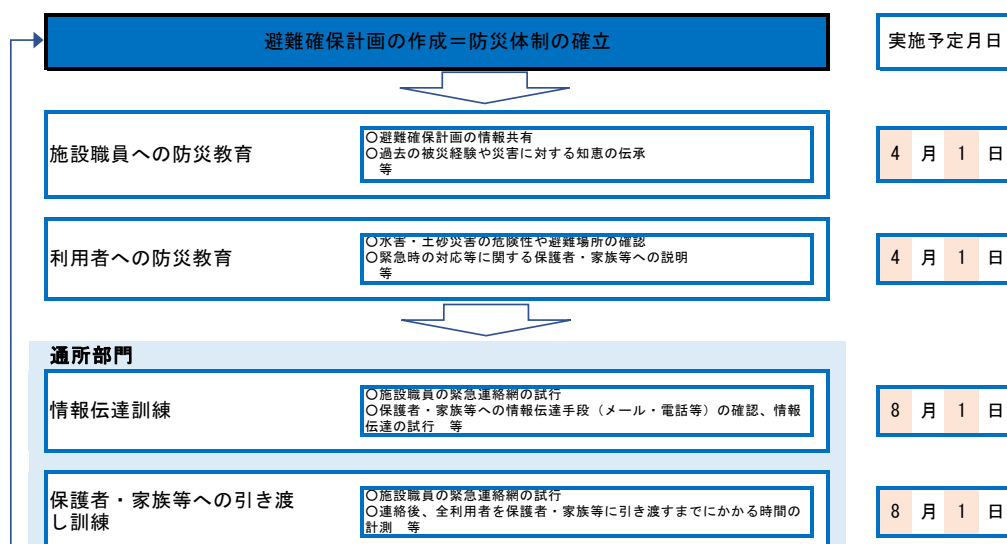
「自衛水防組織活動要領」⇒別添

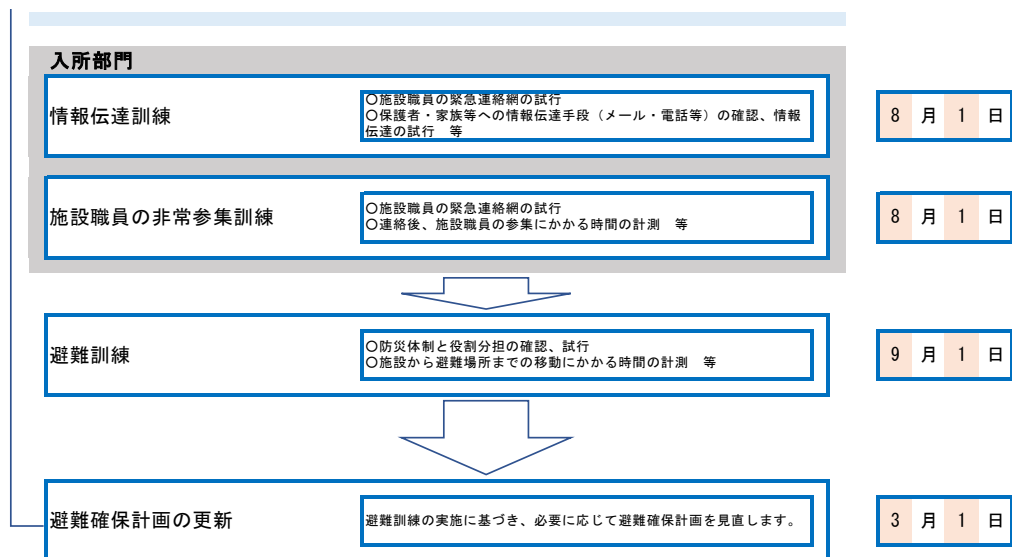
既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組（様式7）

記載例





既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

1 1 利用者緊急連絡先一覧表

解説編 第1章1.4（3） 施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備

	利用者			緊急連絡先				その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	（緊急連絡先等）
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例

1 4 対応別避難誘導一覧表

解説編 第1章 1.8
対応別避難誘導一覧表（様式11）

[illegible]

〇〇〇〇	012-3456-7890	4	自動車	エレベーター、ストレッチャー	〇〇〇〇	要介護度5

避難場所へ移動

1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用 4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他

その他の対応

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

記載例

1 5 防災体制一覧表

解説編 第1章1.3 (3)

防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

管理権限者（施設長）（代行者 事務長）

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長（ 管理職員 ） 班員（○）名 ・ 〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇	☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導要員	担当者	役割
	班長（ 管理職員 ） 班員（○）名 ・ 〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによつては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

解説編 第1章1.3 (3)
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

記載例

統括管理者（施設長）（代行者 事務長）

総括・情報班	担当者	役割
	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

避難誘導班	担当者	役割
	班長（管理職員） 班員（○）名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

記載例

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

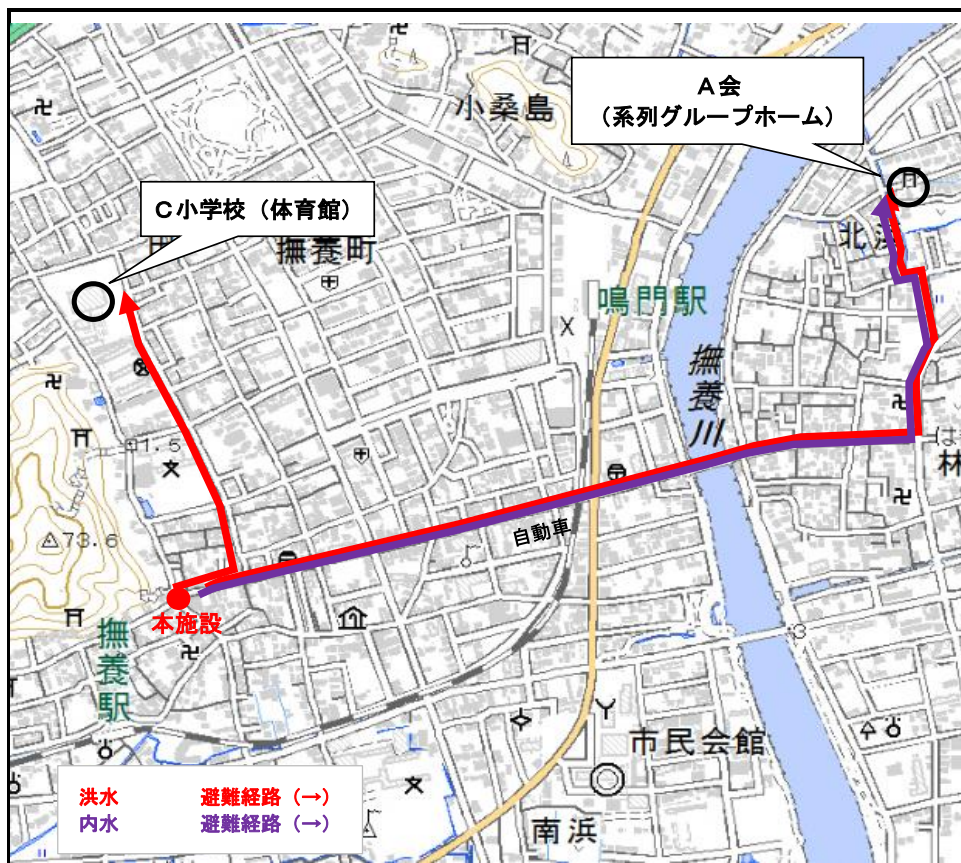
解説編 第1章1.9
施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）

記載例

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	A 会（系列グループホーム）	C 小学校（体育館）	本施設2階
内水	A 会（系列グループホーム）		本施設2階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。